## 行政相談

図る制度です。 意見・要望などを伺い、その解決を の仕事について、皆さんから苦情や 行政相談は、 見や県 市町村など

近な相談相手です。また、行政相談 された民間の有識者で、皆さんの身 員宅では、 開催日= 行政相談員は、総務大臣から委嘱 お気軽にご相談ください。 いつでも相談に応じてい 毎月第1水曜日 午後

ンター 1時~4時 1時~4時 松井直さん/神戸町サルガク3 赤羽根福祉センター 毎月第4水曜日 場所= 田原福祉セ 午後

22局2230

☎45局2377 中村都祁子さん/赤羽根町荒古21

福祉課(田原福祉センター

☎23局3512

## 消費生活相談

っています。 お困りの方は、ぜひご利用ください。 ラブルなど日常の消費生活について 日時 = 毎月第1・第3水曜日 田原市では、消費生活相談を行な 消費者被害や消費者ト

☎22局1238

企画課 23局3507

豊川保健所田原支所

ンター 前10時~ 商工観光課 ☎23局3516 产 相談料=無料 場 所= 田原福祉セ

基本健康診査・がん検 診

療機関 31日まで 胃がん検診・乳がん検診 査・大腸がん検診・子宮がん検診 度は健診を受けましょう。 実施期間= ご自身の健康を守るために、 検診内容= 検診場所= 市内指定医 11月30日まで 基本健康診 受診料 年に 户

☎23局3515 健康課(田原福祉センター) П

無料



心の健康相談

10月は土地月間

理解する 分~3時30分 稲田脩先生 田原支所講堂 金)までに電話にて 日時=11月2日(火)午後1 講師 = 可知病院院長 申し込み= テーマー うつ病を 場所= 豊川保健所 10 月 29 日 時

30 くため、

について考えてみましょう。 す。豊かで住み良い地域を築いてい 切な利用を進めていくことが大切で い土地は周辺の状況を考えながら適 のあるものになります。利用されな なく、有効に利用してはじめて価値 土地は、 この機会に土地の有効利用 所有するためのものでは

## 裁 判 員 制 度 に つ い て

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」 が成立しました。公布の日(平成16年5月28日)から5年 以内に施行されます。

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判 に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合は どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制 度です。

国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判 が身近でわかりやすいものとなり、司法に対する信頼の 向上につながることが期待されています。国民が裁判に 参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、 イタリアなどでも行なわれています。

詳しくはホームページにて

名古屋地方裁判所事務局総務課

- **25** 0 5 2( 2 0 3 )1 6 6 1
- http://www.courts.go.jp/

